

## 「学校教育法の一部改正を求める意見書」への賛同のお願い

2020年（令和2年）11月吉日

〒260-0803 千葉市中央区花輪町 74-6

TEL043-266-8419・FAX043-266-2359

E-mail; [chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp](mailto:chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp)

<http://kodomosaponet.g2.xrea.com/>

NPO 法人千葉こどもサポートネット

理事長 米田修

（元・千葉県人権施策推進委員）

当法人は、2018年2月千葉県教育委員会へ、「子どもたちが安全に安心して通える学校を求める請願書」を提出し、千葉県知事に対しても「申し入れ書」（子どもの権利の侵害に関する相談及び救済するための第三者機関の整備を求める。）を提出しています（当法人のHPに掲載）。

これは当法人が十数年来、教員による児童生徒への暴力行為（体罰・わいせつ行為・暴言等「学校内虐待」）の被害者の子どもたちを救済する支援活動をしてきた経験から、現状の学校教育では適切に被害が救済されず（子どもの最善の利益を尊重したもの）、子どもたちが辛く悲しい思いをしていることに向き合い、千葉県における是正策として考え提案したものです。

これに対し、県教育委員会は現状の対策で十分に応えているとして、本請願を県教育委員会会議に諮るまでもないとして退けています。また知事からは何ら応答はありません。

さらに当法人は、2019年1月千葉県知事・県教育長に対し、県内の公立小学校内で起きた教員による女子児童に対するわいせつ行為の「国家賠償請求訴訟事件」の提起を受けて、早急に学校教育における子どもの権利擁護制度の整備を求める「意見書」を提出しています（当法人のHPに掲載）。

ただ残念ながら本請願に対する県教育委員会の見解に反して、今日までの2年間で教員による児童生徒への暴力行為はなくならいどころか、今年10月14日の県教育委員会会議では、児童生徒に対するわいせつ行為や盗撮等で、5名の懲戒免職を含む8件の懲戒処分を決定し発表しています。記者会見で県教育次長が「公務員倫理が厳しく問われる中、大変遺憾。県民の信頼を裏切り、深くお詫びする」と謝罪したと報道されています。

また、千葉市でも市立小学校内で起きた男性教員による複数の女子児童らへの「強性交罪等被告事件」で、昨年12月末千葉地方裁判所が教員に対し懲役14年の極めて厳しい判決を下しています。

このような状況にありながら各教育委員会は、今なお公立小・中・高等学校において、子どもの最善の利益を尊重してその権利を守り、子どもが権利侵害を受けても、これを速やかに救済する等の制度を整備する義務がありながらこれを行っていません（ただし、全国の極一部の自治体では、子どもの権利条約に基づく子ども条例等で、子どもの権利擁護制度を作って運用しています。）。

その理由は、学校教育法制度に「教員等からの子どもへの暴力（虐待行為）を禁止」して、子どもを守るための具体的な根拠条文が存在しないことにあります。当法人は、このよう構造的な欠陥があると考え、これを是正するために支援弁護士や教育法学者の方々に相談した結果、別紙「学校教育法の一部改正を求める意見書」のとおり、学校教育法に教員等の児童生徒への暴力（体罰・わいせつ行為・暴言等）である虐待行為を禁止する条項を加えることが必要であると考えるに至っています。

そもそもすべての子どもたちが、安全に安心して学べるように学習環境を整え管理運営された学校生活を送るために、これを保障する法制度の整備を行う責任は、国にあります。

よって、この国の責任を果たすように求める「本意見書」の取り組みについて、多くのみなさまに賛同をいただき、強く改正に向けて取組むようにみなさまの声として、本意見書に賛同人名簿を付けて国（文部科学省大臣）に届けます。締め切りが短時間で恐縮ですが、どうかよろしく願いいたします。

なお、賛同いただける方は、居住地名（県市区町村名のみ）氏名・所属団体名・役職等を記入して当法人へメール [chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp](mailto:chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp) 又は fax043-266-2359 にて送信をお願いします（締め切り日・12月10日木曜日）。

#### 【賛同人名簿】

居住地	氏名	所属団体・役職等